平成２７年（フ）第３８８９号
大阪府寝屋川市高倉２丁目１番12号
破産者　藤澤　昭行
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８２号
大阪市天王寺区国分町２番12号　レジデンスハイビレッジ501号
破産者　出原　理嘉
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０２号
大阪府東大阪市喜里川町８番６号
破産者　西川千登勢
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９４号
大阪府東大阪市吉原２丁目１番４号　グレィスコート303号
破産者　上田　正行
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９６号
大阪府豊中市三国１－３－11―603、住民票上の住所東京都国分寺市日吉町２丁目３番地30
破産者　屋良　　卓
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８６号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番14号
破産者　アオイテクノこと　清水　　司（旧姓木田）
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３７号
大阪府守口市大日東町28―30　大日松原マンション111号、住民票上の住所大阪府松原市三宅中５丁目７番32号
破産者　大𠮷　　勇
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６３号
大阪府泉南市新家532番地の11
破産者　田宮　逸夫
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
北九州市若松区赤岩町４番17号（山口勇一方）、開始決定時の住所北九州市若松区大字頓田3037番地３
破産者　安藤　憲治
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５２号
北九州市若松区赤岩町４番17号（山口勇一方）、開始決定時の住所北九州市若松区大字頓田3037番地３
破産者　安藤　重子
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０１号
北九州市門司区新原町11番１―101号
破産者　岩崎　和世
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４１８号
大分県別府市石垣東７丁目６番39―701号　サンフローラ
破産者　岩渕　正治
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９５号
福島県郡山市富久山町福原字鳴伊賀62番地の３　関マンション301号
破産者　増子　昌巳
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
新潟市西区五十嵐２の町8728番地３　第５美浜荘１－Ｃ、前住所新潟市西区鳥原2902番地
破産者　保苅　太像
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
富山市鶴ヶ丘町142番地
破産者　森本　睦子
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
富山市有沢811番地　市営住宅３棟104号、開始決定時の住所富山市中島２丁目９番30号
破産者　牧　　郁夫
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９８号
北九州市小倉南区北方３丁目69番10―506号
破産者　北洋商会こと　岡部　　洋
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３６号
宮崎県東諸県郡国富町大字伊左生226番地
破産者　日髙　千晴
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係